

第 59 回 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会 議事概要

開催日時：平成 29 年 8 月 10 日（木） 9：40～16：00

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎 4 号館 8 階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕 高橋滋部会長（司会）、磯部構成員、伊藤正次構成員、大橋洋一構成員、小早川構成員、勢一智子構成員、野村武司構成員

〔政府〕 大村慎一内閣府地方分権改革推進室次長、齋藤秀生内閣府地方分権改革推進室参事官、林弘郷内閣府地方分権改革推進室参事官、五嶋青也内閣府地方分権改革推進室参事官

※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題

平成 29 年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省からの提案内容に対する回答の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

<通番 39-2：博物館等を地方公共団体の選択により、教育委員会から首長部局へ移管することを可能とする規制緩和（文部科学省）>

（高橋部会長）事務委任・補助執行の活用率が3.3%ということだが、この制度では、基本的な権限が教育委員会に残っているため、観光資源等の関係で連携を図ろうとしても機動的という観点から活用しづらく、限界があるのではないか。

また、遠野市の構造改革特区の件は、公共施設そのものの全体的な活用についての話であり、今話題になっている文化資源の総合的な活用という観点からの検討ではないのではないか。そのような意味では、特区の内容はスコープが広く、今回の分権の提案とはスコープが異なり、かつ、今回の提案の方が緊急性は高い。東京オリンピック等に向けて、今、観光資源活用は重要だという政府全体の戦略の中でも緊急性が高い課題だと思われるが、いかがか。

（文部科学省）事務委任の実態が活用しづらいことは認識している。事務委任等の実態調査の評価については、ニーズがないのか、それとも結局やったところで教育委員会と連携しなくてはいけないから活用しづらいのかという点も含め、もう少し掘り下げて、幅広く聞いていく必要があると考えている。

また、遠野市の特区の例についても、社会教育全体の話であり、若干スコープが広い。ただ、博物館が範疇に入っていることは事実であり、こういう課題があることも整理していかなくてはいけない。今回の分権の提案と全く同じ問題ではないが、関連はしていると考えている。

（大橋構成員）高橋部会長と同じ感想である。事務委任の調査にあるように、1,700団体の中で40、50という数字は、率直に言って、もうこれは使えないという自治体の意思表示である。便利なら皆使うはずだが、これだけ低調な利用状況というのは、目的に道具が合っていないということだと思われる。

今回の提案が出ているということは、実際にこの仕組みでは不十分であり、こういう組織変革の道を開いてくださいという提案である。具体的に事務を預かっている現場から複数、過去の九州地方知事会等も含めて、提案が出ているので、それでもなおこれは使えるのだということを示していただく必要がある。

沿革を見ると、平成17年の地方制度調査会のおきから、地方公共団体の自由な組織をどのように編成するかという、地方公共団体の一番基本である自主決定権に関わることができず、非常に不自由だということがこれまでもあった。その間も繰り返し、全国知事会が声を上げ、文部科学省の中でも様々な会議でそのような意見が出てきた。最近では閣議決定においてもこのような方針が示されている。その都度、政治的中立性等の非常に抽象的な内容の回答が繰り返され、精査するということが、いつまで精査をするのか。

この提案募集検討専門部会では、具体的に地方から提案という形で出ているので、どこをどのように改善できるのかという具体論でお答えいただきたい。今、この提案で具体的に出ているのは、博物館は非常に

大事だとしても、登録施設という形で具体的に法の適用のもとにあるものが2割程度しかなく、実はそれ以外にも、多くの博物館に相当する施設等があり、地方公共団体は全部一括して管理している状況。管理元とすれば一体的に管理したいのは当然だが、法定のものは一部のみであり、執行権限を持っているのは別の組織ということではやりにくいという現場の声は非常によくわかる。

具体的にこういうことで大丈夫というような形で指摘いただかないと、提案した地方公共団体は納得しないと思う。2次ヒアリングに向けて、政治的中立性といった大上段の議論ではなく、具体的な問題について、改善へ向けた目途をどう立てるか、ツールを交えて御回答いただきたい。

総合教育会議は大綱的な方針を示す会議であり、執行面について議論することに適したものとは思えない。あまり活用されていないのは、このような点に原因があるのではないか。各論部分について具体的な精査を踏まえた御回答をいただきたい。

(文部科学省) 本日はいただいた意見については、確かにいろいろ考えるところがある。現時点ではここまでしかお答えできないが、これから検討していきたい。

(高橋部会長) 仕組みという点で様々な懸念があるという御指摘。専門性の担保という点については、例えば社会教育委員会や博物館協議会を活用する、さらには条例制定や改廃の議決のときに教育委員会の意見聴取を義務付けるといったことにより、知恵を出して制度設計を本気でやれば制度的な担保ができると思う。検討していただいた中で疑念があれば、是非指摘いただきたい。

(文部科学省) この場で結論を出すことは難しいが、同じような提案がなされ、繰り返し検討されていることは認識している。そろそろもう少し踏み込んだ形で具体像を示さなければいけないと考えている。スケジュール感をもう少し示せるよう考えていきたい。

数年前まで800万だった訪日外国人が今は2,400万に増えているといった社会情勢もあり、我々も地域振興にとり、博物館は重要なものだと捉えているので、何か手法が考えられないか検討したい。

ただ、プロセスも大事にしていきたい。

(大橋構成員) 検討の際に、教育委員会として譲れない部分があることや、専門的な観点から物を言いたいこともわかるが、それは教育委員会が所管するという形でしか実現できないのか。弊害が出ているということなので、例えば教育委員会による意見聴取の機会を設けるといった関与の仕方があるのではないか。教育委員会の廃止を求めているわけではなく、専門性があることを前提に、地方公共団体全体の中で機動的に進めたいということ。そのような制度設計のあり方が複数あると思われるので、そこまで踏み込んだ御指摘をいただきたい。

(高橋部会長) 丁寧なプロセスというのもよくわかる。このようなことをしっかり行うためには、関係団体からヒアリングをして、意見を聞いて、丁寧に積み上げていくことは極めて重要。一方で、2020年という一つの節目に向けて、前もって体制整備していくことが極めて肝要だと思われる。

時間的な余裕がそこまであるわけではないし、時間が限られている中で、どのように、どのような体制で検討するのか、見通し等を説明いただきたい。

(文部科学省) これから何年も引きずるつもりはないが、12月までにすべて結論が出るというわけではない。そのスケジュールを、この1年ぐらいの期間の中で整理していきたい。

(高橋部会長) ただ、我々も12月に対応方針の閣議決定があり、御提案を頂戴した以上、何らかの方向性を閣議決定の中で明らかにする必要がある。したがって、提案を受けてこのようなことを行うといった方向性を、2次ヒアリングまでに、さらに言えば閣議決定に盛り込めるよう明らかにしていただきたい。

また、その場合、提案団体や地方の意見をどのように酌み取るのか。

(文部科学省) 12月の対応方針の際に、ある程度スケジュールも示せるようにしたい。また、提案自治体である北海道、博物館の団体、専門家といった方々から意見を伺うこともしっかりと考えていきたい。

(高橋部会長) 年内に目途をつけることは難しいか。

(文部科学省) もう少し考えさせていただきたい。

(高橋部会長) 2次ヒアリングまでにその点も含めてスケジュールを出していただきたい。地方への聞き方等も事務局と調整いただき、2次ヒアリングに向けて準備をお願いしたい。

(大橋構成員) 例えば、登録博物館ではないところでも、開催日が取れているところや、面積要件を満たし

ているところ等はかなりあるようだ。そうなると、具体的に問題になるのが学芸員の取扱いではないかと思われる。同じような仕事をしていても、学芸員という位置づけがない方がたくさんいらっしゃる。そのような待遇が、広く人を集めてこの分野を活性化していくに当たり、かえって水を差しているような気がする。専門性のハードルを上げたがために人が集まらなくなってしまうような場合もある。方向性を示していただくことは大事であるが、各論の部分で様々な問題があると思われる。提案の中には、このような事柄に絡んだ部分も窺えるので、そういう点も継続的に議論いただきたい。

(高橋部会長) 学芸員の方の地位の向上や、予算といったこともこの提案に絡んでいるので、引き続き検討いただきたい。

<通番 13-①：小規模多機能型居宅介護に係る「従うべき基準」の見直し（従業者の員数の緩和）（厚生労働省）>

(高橋部会長) 小規模多機能型居宅介護については、中重度者や認知症の方を中心に利用いただくという趣旨や認知症対応型共同生活介護を参考にして人員配置基準が定められているとのこと。ただ、サービス利用者における要介護3以上の利用者の割合は、認知症対応型共同生活介護の60%程度に対して、小規模多機能型居宅介護は40%程度である。さらに、小規模多機能型居宅介護利用者の平均要介護度は、制度創設時は3.5程度と想定していたが現状は2.5程度であり、利用者の平均要介護度は認知症対応型共同生活介護と地域密着型通所介護の中間程度である。ところが、実際は地域密着型通所介護の基準に比べて、厳しい認知症対応型共同生活介護の基準を参考に小規模多機能型居宅介護の人員配置基準を定めていることについて、どのように考えているか。

(厚生労働省) 介護保険は効率化、適正化が求められている中で、3年ごとに改定を行っている。全体の流れからいくと、要支援者や要介護度の低い方については、可能な限り市町村が実施する総合事業の活用を促している。小規模多機能型居宅介護については、要介護度の低い方を受け入れているという事実はあるが、見直しの中では「もう少し要介護度の高い方を受け入れる方向に進むよう報酬改定すべき」と議論されている。提案団体である狛江市のように平均利用者数が4人程度のものであれば、総合事業の中で色々な工夫ができると思う。

(高橋部会長) 見直しにおいては、実態を踏まえた措置が必要ではないか。また、小規模多機能型居宅介護事業所の中でも特に利用者が少ない場合に例外を設けることはできないか。

(厚生労働省) 小規模多機能型居宅介護は、既に小規模で手厚いサービスを提供するものであるが、その小規模多機能型居宅介護の中に更に小規模の類型を設けるということか。

(高橋部会長) 類型を設けるのではなくて、基準に例外を設けることはできないか。狛江市内の小規模多機能型居宅介護事業所の場合、平均利用者数が4人のため、それに基づいて人員を配置しているが、毎日必ず利用者が4人いるわけではなく、利用者が1人や2人の場合もあることから、現状の人員配置基準は厳しいのではないかと考えている。

(厚生労働省) 要介護度の低い方については、総合事業にシフトしていけるよう、柔軟なシステムとなっている。現在、全体の施策としてはそういった方向で進めている。

(大橋構成員) 小規模多機能型居宅介護については、認知症対応型共同生活介護を参考に、基準を定められているとのことだが、現状において平均要介護度は2.5程度であり、参考にした認知症対応型共同生活介護利用者の平均要介護度より低い状況からすると、認知症対応型共同生活介護と同じ人員配置基準でなければいけないのかという疑問を自治体は持っている。実際に自治体から、人が足りない中での収支状況がかなり赤字という意見が出ているので、実態に合うよう人員配置基準を緩和してもらいたい。将来的にはもう少し要介護度の高い方を受け入れる方向に進めていくとしても、現状はそうならないため、実態に合う基準となるよう、少し柔軟な幅を設けることはできないか。

(厚生労働省) もともと小規模多機能型居宅介護は、通いや宿泊、訪問のサービスを組み合わせて、要介護度の高い方を顔の見える範囲で支援することを想定している。そのため、小規模多機能型居宅介護の事業は、軽度の方を中心に実施すると成り立たない仕組みになっている。介護保険には、通所や訪問等、様々なサービスがある。例えば、要支援者や要介護1・2の方が中心であれば、通所サービスによりサービス

- を提供できる。このように、軽度の方については別の枠組みの中でやっていただく余地があるのではないか、工夫ができるのではないかと考えている。
- (伊藤構成員) 全体として、要介護度の平均は想定よりかなり低くなっている状況があり、利用実態と制度の在り方に乖離があることから、もう少し利用実態に合わせた対応ができないか。
- (高橋部会長) 認知症対応型共同生活介護と、通いや訪問等を組み合わせる小規模多機能型居宅介護は、重度が違うのではないかと。厚生労働省における平成28年4月分の実態調査でも平均要介護度に差が出ており、認知症対応型共同生活介護と同じ基準というのは納得できない。
- (厚生労働省) 小規模多機能型居宅介護の利用者の平均要介護度については、実態として多少低くなっているかもしれないが、認知症対応型共同生活介護は住まいであるのに対して、小規模多機能型居宅介護は認知症の方でも、近場であれば通いや訪問を中心とした介護サービスを受けられるというコンセプトである。介護の適正化の中で、議論の流れとしては、実態を見て例外を設けるというより、むしろ認知症対応型共同生活介護については人員を手厚くする方向で議論が進んでいる。「それは将来の方向だから違う。小規模多機能型居宅介護については、今、軽減できるではないか」という考えもあるかもしれないが、狛江市の提案を見る限り、軽度の方を中心に小規模多機能型居宅介護における支援を進めていきたいように見える。その場合は、介護保険と総合事業の全体のスキームの中で様々な工夫ができる。
- (磯部構成員) 小規模多機能型居宅介護は、制度開始からどのぐらいいたつのか。
- (厚生労働省) 平成18年から始まったものである。
- (磯部構成員) 定期的に見直しを行っているのか。
- (厚生労働省) 3年ごとの報酬改定の度に議論している。
- (磯部構成員) 制度の開始から時間がたてば、制度設計当初と違った形で色々な声が出てくることはあり得るので、それに応じて変えていくことが自然である。別の制度ではできないから提案が出てきていると思うので、地域の声を配慮していただけないか。
- (厚生労働省) 実態がよくわからないので、狛江市とお話しさせていただければありがたい。ただ、3年ごとの改定では、様々な声を聞きながら議論しており、その中には「基準を緩めるべき」という声より、むしろ、特に認知症に関連するものについては「もう少し配置を厚くすべきだ。それにしただって重度者についてももう少し手厚くしてほしい。」という声が多いと記憶している。
- (高橋部会長) 小規模多機能型居宅介護については、要介護度の高い方を受け入れる方向で見直しますと言うだけでは自治体の支障は解消されないで、いつまでにどのように見直す等、具体的に支障が解消される方法をきちんと次回までに提示していただきたい。
- (厚生労働省) 狛江市において、具体的にどういう事情があって何がネックになっているのかよくわからないが、現状でも支障に対応できるツールがあることを提案できると思うので、狛江市と議論させていただきたい。
- (高橋部会長) 従うべき基準の緩和の議論と、狛江市の具体的な支障の解消に向けた議論の2つがある。事務局を通じて、狛江市においてどういう支障があるのか確認する必要がある。なぜ厚生労働省が、「狛江市としては軽度の方を中心に小規模多機能型居宅介護における支援を進めていきたい」と考えるのか、よくわからない。
- (厚生労働省) 狛江市の作成した資料に「狛江市は、もともと軽度者が多く、少ない人数で在宅サービスを中心に包括的な支援をやっていきたい。」と記載されている。
- (野村構成員) 「狛江市では、全国平均や都内平均と比較して、軽度者の割合が多い」と記載されている部分か。
- (高橋部会長) これは全体の話をしていて、軽度を中心に運用したいということではないと思う。
- (厚生労働省) 同じ資料の事業者の配置に関する部分の記載を見ると、軽度者を前提に計算している。要するに、構築する余力がないというところ、採算性が悪いという部分の細かい資料の積上げが軽度者を前提になされている。そのため、採算性が悪い。
- (高橋部会長) 軽度を中心に小規模多機能型居宅介護における支援を進めていきたいという真意が狛江市にあるのかどうかについては、事務局を通じて具体的に調べる。

- (林参事官) 狛江市からは、特に軽度者を中心という話は聞いておらず、一つの試算としていただいている。
- (厚生労働省) ただ、採算性が悪い前提でやられている。
- (高橋部会長) 事務局を通じて狛江市の真意を調べるとともに、従うべき基準の緩和という課題があるので、そこは狛江市の支障とは別に議論させていただきたい。
- (厚生労働省) 一つの基準の見直しについて議論すると、全体的に緩和するのかという話になるので、一つのものだけを緩和するのはなかなか難しい。
- (高橋部会長) 要介護度の高い方を受け入れる方向に進める中、介護保険や総合事業のスキームを使うことで支障が緩和、解消されるとの説明があったので、具体的な展望を示していただきたい。
- (厚生労働省) 議論の流れとしては、介護保険は重度者を中心に給付の重点化を図るべきではないかという方向性である。
- (高橋部会長) どのように具体的に措置されるのかも含めて、次回ヒアリングまでに調整させていただきたい。
- (厚生労働省) 介護給付費分科会の議論において決めることであり、老健局で決めるものではない。
- (高橋部会長) それだと現状の支障は解消されない。論点が2つあるので、狛江市の実情等も含めて整理し、次回ヒアリングで生産的な議論をさせていただきたい。

<通番 15: 介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出受理等事務の都道府県から中核市への移譲 (厚生労働省) >

- (高橋部会長) 事務処理特例の話は、権限移譲のときには必ず出るが、特例でやると都道府県に権限が残る、あるいは、普通交付税できちんと措置されるかどうか等、事務処理特例と権限移譲は全く性格が違う。過去の分権の例でもそうであるように、権限移譲を検討する場合については、事務処理特例があることをもって権限移譲しない理由にはならないということは理解いただきたい。
- それから、事務処理特例を利用している中核市にも意見を聞いたが、複数の団体は、今までのノウハウや経験を踏まえれば、一律移譲でも十分可能ではないかという返事をいただいております、以前に提案が出された時とはかなり状況が違っていると認識しているが、どうか。
- (厚生労働省) 権限移譲については、当然、地方公共団体、都道府県や市町村の考えも非常に大事だが、その中でどのような意見になっているのか現時点では承知していない。今、部会長が発言されたように、過去とは違うという状況を我々は把握できていないので、そこはコメントを差し控えたい。
- (高橋部会長) 基本的に、地方公共団体の意向はこれから調べると聞いているので、2次ヒアリングまでにぜひ事務局で把握し、結果は共有するというところでお願いしたい。
- 事務局の方では、いつぐらいまでにやるのか。
- (林参事官) 2次ヒアリングまでにはやりたい。
- (高橋部会長) そちらの検討の時間も踏まえて、2次ヒアリングの前までに結果を通知するというにさせていただきます。
- (大橋構成員) 兵庫県では事務処理特例を利用して中核市が実際に業務を担っているところがあるという話だが、今回は、中核市の金沢市からも事務処理特例ではなく移譲という形をお願いしたいという要望が出てきている。その前提として伺いたいのは、今回要望が出ているように、届出受理等に関する権限を中核市に移譲することで、中核市が既に持っている介護事業所の指定権限とあわせて一体的に権限行使できることになり、結局、監督業務等の実質が上がるというメリットは理解いただけるということでしょうか。
- (厚生労働省) 地方公共団体の意見については事務局から直接聞くということだが、介護保険は地方公共団体で実施しており、現場の意見は非常に大事なもので、地方公共団体がどういう意見を持っているのかを十分踏まえて、必要であれば何らかの措置が必要と考えている。
- (大橋構成員) そうだとすると、今、兵庫県でもやっているような一体的処理をすることには一つメリットがある。そこに至る道として、事務処理特例のほかに移譲という方法もあって、冒頭に話があったように、中核市のやる気が確認できれば移譲という道へ一歩進めることについては理解いただけるということによ

いか。

(厚生労働省) 元々、指定都市への移譲は平成26年の改正によるもので、その時点では、移譲は中核市の総意ではなかったと承知している。仮にそのときから事情が変わり、地方公共団体の総意として中核市に移譲した方がいいということであれば、それは十分踏まえていかなければいけない。

(勢一構成員) 現場がどういう取扱いをしたほうがやりやすいかということも、もちろん確認していただきたい。提案の内容では、中核市に移譲されれば、一体的な管理体制により迅速かつ適切な対応が可能になるので、よりよい運営ができるかと主張されている。そういった部分について、制度の在り方としてはどのように考えているのか。

(厚生労働省) 当然、業務管理体制となると監督業務と検査業務が入ってくるので、中核市よりもっと下の市町村ではなかなか人員がおらず、手が回らないという声は聞くことがある。したがって、制度的にはそれほど制度官庁としてのこだわりはなく、きちんと業務管理体制が敷かれる体制にあるかどうかが一番大事であるところ、地方公共団体の規模によって人員配置や経験年数が違うといったことがあるので、我々からすると、一律に移譲しても本当に大丈夫かどうかを確認した上で、変えるときは変えるということになると考えている。

(高橋部会長) それでは、引き続き、そのような形で対応いただきたい。

<通番 16：介護支援専門員の登録に関する見直し（厚生労働省）>

(大橋構成員) 今回のこの提案を2つ（登録消除における都道府県知事の裁量権の付与、登録消除後の欠格期間の緩和）通して感じるのは、更新を失念して資格を失ってしまったときに、これで5年という間隔が空いてしまうのは、重すぎるのではないかと。悪質な事例についてはインターバルを置き、5年遠ざけるといってもわかるが、消除した場合の対象者にもいろいろな類型があるので、提案に出ているような、ちょっと更新手続を忘れてしまったという非常に軽い者について、5年間も形式的に資格から遠ざけてしまうのは、対応としてバランスが悪い。制裁的な側面があるとしても、他方で人手が足りないという状況があるのに、それだけのインターバルを置くというのは、制度として硬直的である。他の社会福祉士等は欠格期間が2年であるところ、一律5年というのは重くないか。

例えば法制上、道路交通法等でも、欠格事由については元の原因の重さに応じて、ある程度、欠格期間を何年から何年の中で判断するというやり方があるのに比べ、一律5年というのは非常に固い。更新の手続忘れが発端で事が起こっていることからすると、現場としてはちょっときついと提案団体が言うのも同意できるところがある。

この分野ではこの資格が非常に大事なもので、現行の方法をとっているということに異論はなく、大切にしたいと思うし、棄損するような不正があれば、きちんと遠ざけることが必要だが、提案に出ているような事例についての対応をするときには、柔軟性を欠くことになる。最初のところで裁量性を認めるか、それが難しければ更新期間で柔軟な取扱いができるか、どちらかで実態に合わせた運用が可能となるような方策がないと、固過ぎて動きにくいという提案かと思うが、いかがか。

(厚生労働省) 提案は、心情的にはよくわかるが、具体的に更新のプロセスだけ申し上げると、5年間の資格の中で、後半の2年間で更新の研修を88時間、計画的に受けた上で更新申請を出すことになる。通常であれば、88時間終わったその日に出せばいいと思うが、わざわざ88時間受けて、研修制度見直しであれば53時間受けて、更新申請を出さないのは、うっかりミスなのかどうかかわからない。申請を出さず、資格を持っていないにも関わらず業務を継続している事案である。

(大橋構成員) 研修を踏んだ上での申請という形なので、研修までスキップして手続ミスとはどういうことかというのはあるかもしれないが、例えば、ずっと業務をしてきた人が、あと何時間かのプラスアルファで更新というようなときにスキップしてしまった方と、他方で非常に問題がある行為なり行動があったので資格から退いてもらうという方と、いろいろ種類があると思う。一律に消除で5年空けるという対応で、すごく悪いことをした人と、忙しさに紛れて時間を確保できなかった人を同じように扱い、結局、従来介護に携わっていた人材を遠ざけて、このシステムを回していくというのはどうかという話。軽重をつけられる仕組みでないと、厳しすぎるのではないかと。

(厚生労働省) 50数時間、80数時間の研修はこの5年が終わるまでに計画的に受けなければいけない。研修時間は、都道府県で決められているので、自分できちんと計画的にしなければならないところをうっかり忘れるのは、当然プロなのだから、どうなのかというところ。例えば宮城県の事例は、研修課程も終わったのに、うっかり申請を出し忘れたのか、そもそも研修課程を受けるつもりがあったのか、途中で断念されたのか、どんな方なのかよくわからない。

研修が終わった方であれば、終わった日に出すことができるので、忙し過ぎて出せないというのがどういう実態なのか、よくわからないというのが素朴な疑問。

(伊藤構成員) 提案団体によると、いわゆるうっかりミスというのは、一つは研修から更新申請まで半年期間が空いてしまっている。研修は修了したが、半年の間に業務多忙でうっかり忘れてしまったというもの、あるいは研修が終わったその場で更新申請できるが、その際に顔写真の添付を忘れた等のミスが、年に数件は起きてしまう。もちろん、そういうことがないように呼びかければいいが、完全にゼロにすることはできない。欠格事由に当たり消除せざるを得ないケースを防ぎたいというのが、今回の提案趣旨と理解している。

(厚生労働省) 更新は、半年前から受け付けているし、当然郵送でも可能。忙しくて郵送もできないという事態は、わかりづらい。写真がたまたま付いていなかったというのは、事実上、紙を出そうとしたけど、受け取らずにもう一度写真だけ付けてくれということで申請者に戻したところ、それが期間を超えてしまったという事例か。後者の場合だと、具体的な事情を聞いた上で、どういったことができるのか持ち帰って議論してみたいとは思いますが、いずれにしてもわかりづらい。

(磯部構成員) 本当にこんなうっかりミスがあるのかというときに、条文上はその事情を酌み取れないことになっているのが問題という指摘。何号に該当して、特に情状が重い場合とか、消除の段階、欠格事由の該当性の判断をする際に、そういった事情を組み込める条文にしていただかないと、法令に書いていない運用で何とか対応することになってしまうので、そこは変えていただきたい。一律でしかないというのは、不自由すぎるのではないか。

(厚生労働省) 法律まで変えてほしいという提案だが、法律ががちり書かれすぎていて、うっかりミス、ちょっとしたミスでも絶対救えないから、もう少し柔軟にすべきという主張だと思っている。

今時点では、介護保険制度の中で、ケアマネ自体については、もう少しきっちりしていただくという流れ。法律改正となると、今の規定で本当に問題があるのかどうかも含めて様々な議論があるかもしれないし、自治体の事情も聞いてみたいところ。

(大橋構成員) 実際に提案が出ていて、こういう事例が出て真面目にこの条文で対応しようとする場合、柔軟性がなさすぎると思う。消除しなければならない、あるいは5年と書き切っているような規定なので、消除しなければならないというところに少し例外を読み込めるようなものを付ける、あるいは、後ろの5年というところを、道交法等を参考に、情状に合わせた期間を選択できるようなクッションがないと、行為に対する対応が厳し過ぎると思う。この仕組みの下では必然的に出てくる構造的な問題なので、検討いただきたい。

(高橋部会長) 追加で、登録事由や不正手段ということがある。不正な手段によって登録や交付を受けたという事由と、うっかりミスと、それは不正手段と全部一律かというところが問題だと思うので、そこを追加して2つ、答えていただきたい。

(厚生労働省) 第2次回答までに検討させていただきたい。

(野村構成員) うっかりミスがどういう種類のものかということではなく、要するにこの欠格期間というのは制裁規定であり、制裁規定が欠格事由を生じた者に合っているかどうかということが論点。あまりうっかりミスは変ではないかというようなことに拘泥されない方がいいのではないか。

(厚生労働省) 結局、仮に変えるとなっても、どこまで柔軟にするかというところで、どういうミス、事例があるか知っておくのは大事という意味で申し上げた。

(野村構成員) いずれにせよ、重い者には重い欠格期間、そうでない者にはそれなりの欠格期間というのが、常識的に法制度として普通だと思うので、その辺は考えていただきたい。

(高橋部会長) 事務局から、ヒアリングした結果、どういうことで支障があったかをきちんと伝えて、制度

設計をどうするかはそちらで考えていただく。2次ヒアリングまでに検討いただきたい。

(勢一構成員) 追加だが、確かにどういうミスかというところにフォーカスするのではなく、制度の在り方としてどうかというところで確認されたい。宮城県からの提案の中には、平成27年、28年に全国で86件の登録消除の案件があったという数字が出ている。そのうちの53%は専門員証が失効した状態で業務を行ったと、今ここで問題になっているところに該当する者になっている。この数字は当然、国の方でも把握していると思うが、具体的にどういう内容で取り消し、条文に反してしまったかということも確認された上で、今の規定や状況が厳しいかどうかということの判断もぜひお願いしたい。

(厚生労働省) 承知した。

<通番24：自動車運転代行業に係る指導・監督制度の見直し（警察庁、国土交通省）>

(高橋部会長) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第21条第2項の規定に基づいて、定期的な報告を求める旨の規定を条例に設けることができるとのことだが、法第21条2項の建て付けと、定期的な報告義務とは若干ずれている気がするが。

(国土交通省) いわゆる報告や立入検査等に関する法第21条の規定は、一般的なよくある規定で、例えば道路運送法でも同じような規定があり、それを受けて省令で報告規則を定めている。道路運送法の場合は報告を年1回義務付けており、そのような形で義務付けることは一般的だと思う。自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第21条第2項の権限は都道府県に移譲されており、例えば、都道府県の条例で年1回の報告を義務付けるといった規定を設けることが適切ではないかと考える。

(大橋構成員) 条例に規定することはもちろん妨げられるものではなく、むしろ法第21条第2項に基づいて詳細化したものであり、法律上の抵触はないことを所管官庁として確認いただいたという認識でよいか。

(国土交通省) 然り。

(伊藤構成員) 重複するが、第1次回答にある各都道府県において適宜措置されたいというのは、条例を独自に設けてよいということか。

他方で、現行の国の技術的助言では、毎月、共済団体2社からの提供資料に基づき、報告徴収を行い、履行状況を確認しているが、その対象は共済団体2社に加入している事業者に限られており、他社に加入している事業者のリストが提供されていない。技術的助言において2社を掲げていることと、今回の適宜措置というのは、どのような関係にあるのか。

(国土交通省) それは恐らく、代行業の業界団体が2団体あり、その2者を通じて加入している事業者のリストを提供できるということであって、別にそれ以外の事業者は報告しなくてよいというわけではない。

いずれにしても、都道府県の条例でも規則でも、保険料の支払い状況等の定期的な報告を求める規定を設けて、それに基づいて措置することは全く問題ない。

(高橋部会長) そうすると条例に規定することができ、大橋構成員からあったような理解で可能だということであれば、それを周知していただくことは可能か。

(国土交通省) 今回の提案に対する回答以外にということか。

(高橋部会長) 然り。各都道府県において需要はあると思うので。

(国土交通省) 検討させていただく。

(高橋部会長) 次に、最低料金等の規制について、これも本当に条例で定めることは可能なのか。

(国土交通省) そのように考えている。

(高橋部会長) 独自条例でよいのか。

(大橋構成員) 先ほどの保険料の件は法第21条第2項の規定があるので、それを具体化して条例で設けることができるというのは非常にわかりやすいが、料金の件については法令上明文規定がない。国土交通省の考えとしては、条例による規定を排除するものではないということだが、やはり法令上に何も根拠がなく、本当に可能なのか判断に迷う地方公共団体があり、確認規定のようなものを法律に設けてほしいという要望があった場合に、それを受けていただくことは可能なのか。つまり、料金については地方公共団体が地域の実情に応じて条例で定めることも差し支えないというような一文を法令上明記していただくことはできるか。

(国土交通省) 法でそのような規定を設ける例があるのかどうかはよくわからないが、一般的に、地方公共団体は、法令に違反しない限りは条例で規定できるものだと思うが。

(高橋部会長) 規制改革でこのようなものに最低料金規制をかけるということについて、地方公共団体独自にばらばらにやられると困るという意見が出てくる可能性もある。そのような意味では、合理的な範囲での規制だということを所管官庁としてしっかり示してもらった方が、地方公共団体としても迷いなく条例制定権を行使できるのではないかと思う。

(国土交通省) 地方公共団体からするとその方が安心だということにはわからなくもないが、そもそも、自動車運転代行業は、地域ごとにそれぞれ実態も異なり、大抵は地域の住民の方が地域の事業者を利用するものなので、地方公共団体によって料金規制がまちまちであったとしても直ちに何か問題が起きるかというものではないと思っている。一般論として、本来、個人間の自由な契約なので、その料金を規制すること自体が競争政策上どうかという問題があり、それを上回る必要性なり合理性について、それぞれの地域の判断として適切かが問われるかもしれないが、その点は、法律に規定があるかないかで何か変わるものではないと思う。

くどいようだが、法令に違反せず、法律の趣旨に反しないのであれば、条例で規定できるわけで、第2次回答ではそのような内容の回答をさせていただこうと思っており、それ以上の措置は考えていない。

(高橋部会長) 要するに国として、最低料金規制を地方公共団体が条例で定めることについて妨げるものではないという解釈であると。ただ、それはやはり規制の重要な根幹部分に関わるので、何らかの形で法令に規定していただきたいと思うが、警察庁も同じ見解か。警察庁の所管は交通の安全面についてなので、そこは関係するところではないという立場か。

(警察庁) 警察庁では、交通の安全を図り、また、暴力団を排除する観点から、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく警察としての規制を行っている一方、提案に挙がっている保険料や利用料金の関係は、利用者保護の観点というように理解しており、これらについては国土交通省の所管であると考えている。

(高橋部会長) 私どもとしては、このような根幹に関わるものについては、やはり何かしら検討された結果として、法律に委任条例のような形で明文化することで、法令所管官庁としての、きちんとした検討の上での解釈の結果がそこに反映されるのではないかと思っている。地方分権の立場から言うのもどうかとは思いますが、昨今の規制緩和の観点からいっても、きちんとした法令解釈の結果が法令に示されているというのは重要なことでもあり、できる規定であれば別に義務付け・枠付けとの関係でも特段問題はないので、場合によっては検討していただくということもあり得ないだろうか。

(国土交通省) 繰り返しになるが、通常は自由競争であるべきものを規制するのが妥当かどうかについては、法律で規定するにしろ条例で規定するにしろ、それだけの必要性なり理屈があるのかが問われるだろうと思うが、先程来申し上げているのは、地方分権との関係において、法律の規定がなくても条例で規定することは可能だということである。代行業者の規制のあり方自体については、この場で議論するのが適切なのかもよくわからないが、少し別問題なのではないかと思う。

(小早川構成員) 要するに、規制の性質、趣旨、目的がどうなのかという話だろうと思う。そこを法律レベルで、いわば社会的規制から経済的規制に踏み込む形の、そのような要素をこの制度の中に法律で認めるかどうかという話ではないか。それがないと、地方公共団体としては、なかなか踏み込みがたいということだろうと思う。

(高橋部会長) 明確な回答をいただいたが、私どもとしては、どのような形でそれを明確にするかは、さらに調整した方がよいと思っているので、事務局を通じていろいろと相談させていただきたい。

<通番 49：都道府県経由事務の見直し（管理番号5：建設業法において国土交通大臣に提出許可申請書その他書類）（国土交通省）>

(大橋構成員) 将来的には電子化すれば、経由事務等の手続は不要となると思うが、電子申請化はこれから検討されるものであるため、それまで現状の制度が続くという前提でこの経由手続をどうするかという論点がある。提案募集では、本件だけではなく経由事務の廃止に関する提案が他の分野でも多く出てきてお

り、大抵同様の話が多く、分野共通的に経由事務が存在する。ただ、調査するとどの分野でも経由事務が存在する訳でもなく、経由事務がない法律も相当ある。国土交通省でも運輸関係の制度は、経由事務のない手続が非常に目立つと感じる。法律によって経由しないものもあり、全体として現場の地方公共団体の負担を軽減し、社会的コストを低減させられるのではないかと、という提案だと認識している。

冒頭の説明で、都道府県知事許可と国土交通大臣許可の件数を聞いたが、国土交通大臣許可の対象はエリアを跨いで大きく営業している業者になると思われるため、説明にあった1万社というのは、かなり企業体力、会社規模、事務処理能力等を有している業者であると考えられる。書面による許認可事務を行っていれば申請書の手戻り等は発生してくるものかもしれないが、このようにある程度一定の経験がある業者で、果たしてどの程度手戻りによるロスが生じるのか。むしろ、その程度の体力がある業者であれば、経由せずに直接提出しても、それほど事務に支障はないのではないかと思う。このことが、もしも事実に戻すものであれば具体的に件数等を示していただき、経由事務を廃止することで、何らかの支障があるのであれば検討するが、仮にその支障がかなり軽減できるものであれば、経由事務を廃止することは社会的コストという観点からも望ましい。現在は経由事務を廃止する方向で、他の制度の改正もお願いしているところであるため、2次ヒアリングまでに検討されたい。

(国土交通省) 全国1万業者と説明したが、建設業者はピラミッド構造になっており、例えば鹿島、大林、清水といったスーパー5社あるいは日建連という大手の団体があるが、その会員である100~200ぐらいの業者であればICT等も含めて申請業務などは問題なく実施できるが、大臣許可業者の1万の中にも多くの零細業者がいるかと思われる。

社会的コストについての指摘もあったが、現在、都道府県で知事許可業者と同一の窓口で経由事務の受付を実施してもらっているが、国交省としては現在の業務のあり方のままで、国に移すことになると、国にも窓口を設置しなければならず、トータルで社会的コストを考えると、電子化や書類の簡素化を十分進めた上で、どこで受付を行うかということを整理していく方がよいかと考える。

(高橋部会長) 地方整備局によっては、確認書類について申請書とは別の取り扱いで受け付けをしているとのことであるが、当該地方整備局では両方行かなければならないことになるのではないかと。

(国土交通省) 確認書類は地方整備局に送付することとしているところもある。

(高橋部会長) 申請先が2つに分かれているという点では、事業者にとって別々に提出しなければならないという負担が別の問題としてあるのではないかと思う。提出先はきちんと一本化するということが必要ではないか。また、本体の申請書の手戻りよりも確認書類の手戻りの方が可能性としてはるかに大きい。経済規模が大きい東北、関東、中部、近畿では地方整備局に直接確認書類を送らなければいけない。手戻りも確認書類の方が多いということになると、これは地方整備局に一本化した方が、事業者にとっては負担が軽くなるのではないかと思うが、如何。

(国土交通省) 申請書について、東京都だと5%程度は補正等が必要であったと伺った記憶がある。

(高橋部会長) 確認書類の方がより補正、手戻りがあるのでないか。

(国土交通省) 当方でもこれを比較した数字は持ち合わせていない。

(高橋部会長) 申請書で手戻りが発生し、さらに地方整備局で手戻りが発生したら、事業者にとって大きな負担ではないか。

(国土交通省) 確認書類の手戻りがあるから窓口を全て一本化してほしい、という事業者の声はあまり聞いていない。

(高橋部会長) 事業者の負担について説明されたため、そのような話をしたまで。事業者の負担を考慮すれば、むしろ地方公共団体の負担ではなく、地方整備局に一本化した方がよいのではないかと申し上げている。この点についてはもう少し検討いただきたい。

もう一点、電子申請化について、この検討のスピードは如何かと思う。電子申請化について実証実験と説明されたが、これを理由にして経由事務を現状のままとするという説明では、少しテンポとして遅いのではないかと思う。

(大橋構成員) 手戻りで実際にどれくらいの不都合が出ているのか。先ほどのパーセンテージでは、むしろその割合は非常に少ないというような印象を持つ。むしろ、都道府県を経由せず地方整備局に直接送付し

たときに、先程標準処理期間についての説明はあったが、全体としての処理日数が縮まることは確かである。

(国土交通省) ご主張のとおりかもしれない。

(大橋構成員) 全体のマスが大きいところに、それだけ時間短縮ができれば、日本全体として見たら、やはり社会的なコストは大きく軽減できると考えられる。

具体的な数字を客観的に提示し、メリットとデメリットとを比較して、2次ヒアリングでは客観的な形で議論したいと思料する。

(国土交通省) 承知した。どの程度定量的に示せるか不明であるが、事業者や行政書士等からは、書式等が変わるなど制度的な変更もよく行われているため、窓口で直接でやりとりできることを望む声があるということも申し上げておきたい。

(高橋部会長) 引き続き2次ヒアリングに向けて調整をお願いしたい。

<通番35：市民農園を開設できる者の要件の緩和（農林水産省、国土交通省）>

(高橋部会長) 認可地縁団体になるためには、手続が面倒という話があり、権利能力なき社団のままで認めていただきたいということが、提案の背景にある団体の意向のようだが、そこは認可地縁団体にならなければ不可能なのか。

(農林水産省) 認可地縁団体がお勧めということではあるが、その社団の代表者個人の名前において借り受けて開設をすることも可能。鳥取県鳥取市のような事例もあるので、そちらで対応は可能と考えている。

(大橋構成員) 「社団の代表者個人の名において」ということについて、提案団体としては、この代表者の方は、非常に頻繁に変更があるということ想定しており、代表者が変更になる毎に何か協定等様々なものを結び直したりすることは非常に煩雑という考えがあるが、その部分はこの代表者個人という名前での開設の仕方クリアできるのか。提案団体が心配しているのは、むしろ個人名というより権利能力なき社団というような形で開設することはできないのか、要するに、今のような手続がクリアできればよいが、そのような実情がある場合に、代表者変更に伴う諸々の手続が必要になってくるかどうかを心配しているが、いかがか。

(農林水産省) 一つは民法上、権利・義務帰属主体というのは自然人または法人であるので、権利能力なき社団として、権利の帰属主体になるかという問題はあるにせよ、仮に権利能力なき社団を開設主体として利用者との間で権利を結んだとしても、その結んだ権利の帰属自体はその社団の中の個々人が、判例上、総有という形で全員が権利を持つということは、実態上は可能とは思っている。しかし、利用者との関係において、誰と契約を結ぶのかを明らかにしないことについては、利用者側にとっても不安と思われるので、我々としては、頻繁に代表者が変更になるのであれば、認可地縁団体になるほうが手続としてはよいと思っている。

現在、認可地縁団体は44,000ほどあり、認可地縁団体のハンドブックなどを見ると、定めなければならない規約がある。その規約を定めるということが、恐らく手続的に煩雑と思われるがちだが、規約の中身に複雑なことを書かなければならないということではなく、都道府県知事や大臣が絡まない市町村内で完結する手続になっているので、そこまで複雑ではないと考えている。

(伊藤構成員) 認可地縁団体については、不動産または不動産に関する権利等の保有を目的としていない団体は除かれているということで、不動産の管理に関わることがこの認可地縁団体のメインの目的なので、例えば自治会、町内会の場合には、認可地縁団体としての資格が得られない可能性がある。提案団体も恐らくそのようなことも懸念して、認可地縁団体に移行するのは難しいが、自治会、町内会が市民農園の主体になりたいという趣旨だと思うが、その点はいかがか。

(農林水産省) 本件は農地という不動産の権利に関することなので、まさにこれに該当するのではないかとと思う。

(伊藤構成員) 農地自体を持っているとは限らないのではないか。確認をしていただければと思う。

(高橋部会長) 市民農園を開設するためだけに認可地縁団体を設立することは可能か。

(農林水産省) 田原市の例というのは、現に市民農園を開設するために設立した認可地縁団体である。愛知

県田原市の例では、市民農園は平成19年に開設されたが、これはまさにそのために認可地縁団体を設立されていると聞いている。

(高橋部会長) 愛知県田原市は、まさに、この目的のためだけに認可地縁団体を創設したと。

(農林水産省) そのように聞いている。

(高橋部会長) 聞いているというのは、確認したということか。

(農林水産省) 然り。

(伊藤構成員) 鳥取市の事例だと、こちらは自治会の代表者名でということだが、これは代表者が変更になる毎に契約を結び直しているのか。どのような運用がなされているのか、知っていれば聞かせてほしい。

(農林水産省) 運用を実際にどのようにしているかまでは確認していないが、恐らくこれは代表で契約しているので、代表が変われば契約を結び直すということになるかと思う。

(高橋部会長) その場合、代表者であるか個人であるかというのは、どのように区別するのか。代表者だけ記載するというになると、肩書がついた形で契約締結を認めているのか。それとも、まさにそのようなことなしに代表者ということだけで契約締結の主体と位置付けているのか、その辺はいかがか。これは行政上の紛れがあり得る。個人と権利能力なき社団の代表者では、当然、紛れが生じると思うが、行政上、どのように整理されているのか。

(農林水産省) 申請をしてもらう際に、何々自治会の代表という形で、個人の名前で出してもらっている。開設は個人が権利・義務の帰属主体になるので、個人名で権利の帰属主体にはなっていない。

(高橋部会長) この承認についても、当然、利用者との設定の書面等もあるのか。

(農林水産省) 然り。

(高橋部会長) その書面については、どのような記載になるのか。

(農林水産省) それは個人名になる。

(高橋部会長) 個人名で、代表というのは一切書かないのか。

(農林水産省) 自治会としての代表者というのは、権利・義務の帰属主体であるところの代表というのは意味があるわけではない。その場合には個人としての名前になるということ。その組織の中では代表者ということ、組織で決定されているとは思いますが、権利・義務の帰属主体としては、自然人であることが必要になってくる。

(高橋部会長) 基本的には総有だと思う。収益金も、判例に従えば、総有なのではないか。

(農林水産省) 権利能力なき社団としてやるということであれば、最終的に総有かどうかというのは内部の問題。

(高橋部会長) 対外的に、総有と表示しないと、行政的な処理としては、個人でやるのか総有に帰属している代表者に貸しているのかに紛れがあり、行政上は困るのではないか。それで十分だというと、何となく使いつらいというのが恐らく多可町の話だと思う。

(農林水産省) 現時点では、我々は、自然人であるか法人であるかを念頭に置いており、総有というのは、確かにあるというのは承知しているが、それを積極的に認めているわけではないということ。

(高橋部会長) 銀行などでも、わざわざ代表者の肩書き入れて銀行口座を認めている。そのような意味では行政だって、本質は個人だが、そこに行政上の紛れがないように、代表者を併記するというのは、行政上の紛れを解消する点では十分あり得ると思うが、それは無理なのか。

(農林水産省) 指摘の点は確かにそのとおりだと思う。そこは検討に値すると思うが、今ここで結論は出せないで、内部で検討させていただきたい。

(高橋部会長) そこは十分に検討をお願いする。多可町としても、その紛れを気にされていると思う。

(小早川構成員) 実質は自治会が開設主体という面も持っており、その利用者との間で貸借関係が成立する。それについて、紛争が生じたときに、権利・能力なき社団の判例というのは、代表者である個人がその紛争の相手方になるのではなく、一定の要件が整っていれば登記等は個人の名義かもしれないが、それは団体が実質は当事者になるのだという話。この場合にも、そのような扱いでよいということか。

(農林水産省) 然り。

(大橋構成員) 社団という前提で、社団で代表者というような名前を出して、開設を認められ、その後、代

表者が変わった場合に、その都度、煩雑な手続を経なくてよいような取扱いを工夫することは可能か。総有に合ったような形での、何らかの実務的な折り合いの付け方を、様々に工夫していただけないか。

(農林水産省) それについても、総有の扱いをどうするかということと密接にリンクするので、総有の扱いを認めていくという話を前に出すのであれば、要は、任意団体という組織で申請をして、その組織が権利・義務の帰属主体で、実態上は団体の構成員で権利・義務を総有されるという発想が当然のごとくあり得る。その場合には代表者が変わったとしても、申請書自体について、その部分を変える必要はないので、そのような扱いが可能かどうか内部で検討させていただきたい。

(高橋部会長) 占有者責任も出てくるので、個人で名前を出すと、そこを気にする方もいると思う。2次ヒアリングまでに少しその辺を前向きに検討させていただきたい。

<通番 31：所有者不明土地・空家等の適正管理に係る見直し（空家等の適正管理に係る見直し）（総務省、法務省、国土交通省）>

(高橋部会長) 提案内容は、手続の上での書面の送達窓口を指定したいということであり、権利、義務にはさわらない内容だと理解している。地方税法においても、相続人の税金の権利、義務関係には触れずに、税務署からの告知書等、書面の送達窓口を指定するという立法例がある。そのような意味では、まさに同じような先例を、空家等対策の推進に関する特別措置法にも組込んでほしいという提案と理解しており、権利、義務関係に触れるので不可能ということには、必ずしもならないと思うがいかがか。

(国土交通省) 地方税法には、相続人が不明等の場合において、地方公共団体の長が納税通知書等を受領する代表者を指定できるという規定があることは存じ上げている。ただ、今回のように、最終的には建物の処分につながるような場合、途中の連絡、調整だけということで、その手続を1人の方にやってもらうのは、なかなか難しいのではないかと考えている。

私どもとしては、相続人がたくさんいる場合は、全員に連絡をして同意を得るか、あるいは同意を求める内容の郵便を送ったということを確認した上で、相続人の同意により代表者を決めて、その方にやっていただくことを考えている。なかなか迂遠かもしれないが、地道に一人一人の意見を伺っていく必要があると考えている。

(高橋部会長) 空家の処分や地方税法の徴収の話も、相続財産に、ある種の公権力の行使があり得るという点では全く同じと考えている。そのような意味で、今話されたことは、空家の問題と地方税の徴収とを区別する理由には全くならないと思う。今日、空家問題がこれだけ非常に大きな社会問題になっている中では、相続税の徴収と同じような立法上の必要性があるのではないか。

(大橋構成員) 相続人が複数で、行方不明の方もいる中で、把握できている一人に全ての負担を負わせるようなことはできないとしても、その人に何の負担もないかということそうではない。相続をしている以上は、その人にも権利はあり、義務もあるわけである。対外的に家屋があり、それが周りにいろいろ迷惑をかけているときに、自治体から何か働きかけがあった場合には、その方は相続人として当然応ずる義務があると思う。どこまで応ずるかについては相続人相互の話であり、そこが整わないために、地方公共団体が何もできず、空家対策が先に進まないというのは、余りに他の相続人のことを慮り過ぎており、バランスが悪いような気がする。誰か1人に通知して窓口になってもらう等、手続の発端になってもらうことくらいまでは、地方公共団体との間でしていただいても良いのではないか。相続ということから、今回の提案は対応できませんという話にはならないような印象を受けたが、いかがか。

(国土交通省) 要は、地方税法上の、税金を払う際の代表になるという話と、法律的にどこまで違いがあるかということだと思う。

共有の関係については、例えば処分につながるような話と、保存行為のような形の中で、共有者の権限、全員の同意が必要なものと、個人でできるもの等、いろいろと民法で書かれているところがあるが、それと、地方税法、空家等対策の推進に関する特別措置法のところで、どのような形になるのかということとは、まだ厳密には整理するところまで至っていない。本案件における窓口となる個人にとっては、共有持ち分の一部分についてしか責任はないと認識している。相続人の把握はなかなか難しく、地方公共団体でも大変な手続であると思う。相続人を把握している地方公共団体が、それを関係者に教えられるかということ、

個人情報との関係で難しい。あくまで内部で税の手続を使って、地方公共団体は相続人のある程度把握することは可能であるが、実際に1人の相続人にとっては、そのようなことはなかなかできないと思う。

やはり、地方公共団体が相続人を捜し、見つけた上で必要な手続をとることが必要と考えている。文書を郵送しても受け取らないといったことはあると聞いているが、そういう場合には、内容証明郵便で郵送すれば良いとする等、いろいろな実例を積み重ねて、国土交通省のほうでガイドライン等もまとめて示していく必要があると思っているが、まだまだ途中の段階であり、いろいろと検討をしているところである。(高橋部会長) 総務省に伺う。この地方税法の規定はそんなに負担になるものか。

(総務省) 地方税法上、相続人の方がどれだけ負担に思っているかということについては、所管が違うため、わかりかねるが、空家対策の推進に当たっては、市町村で所有者の調査等を行っていただいております。その際に、財政的な措置を講じる、あるいは、国土交通省ともしっかりと連携をすることで、円滑に進むように対応をしているところ。

(国土交通省) 相続人の義務ということであれば、共有持ち分の範囲内で留まると考えており、相続人の調査や、それに対する費用負担等も含めた、全ての相続人との調整を請負うような義務を、相続人だからということで一定の人に押しつけるということはいかがなものかと考えている。

(大橋構成員) 相続人間で話すべき内容まで慮ることで、地方公共団体が手を出せないという状況は、空家対策に苦慮している自治体が気の毒ではないか。国土交通省としても、後押しするような策を講じていただかないと空家対策が進まないと考えるのがいかかか。

(国土交通省) 空家対策については少しでも地方公共団体のほうで進むように、一緒になって取り組んでいこうと思っているところだが、先ほどから申し上げているとおり、民法の共有物については、私有財産制度のあり方が議論になると考えている。保存行為であれば、民法上でも、各共有者がそれぞれ行うことが可能と整理されていると思うが、私どもも、地方税法の規定がどのような趣旨で定められているのか、わからないところがある。空家の場合は、地方公共団体側から連絡をすれば、建物の除却等、処分自体をどうするかという話になるケースがほとんどだと思う。基本的に共有物は、それぞれが持ち分に応じた均等の権利を持っている財産であり、権利の得喪につながるようなことについては、特定の方だけにお願いをするということが共有物の私法制度の考え方上、妥当なのかどうかということが少し難しいのではないかと考えている。

(高橋部会長) 地方税法というのは滞納・差押えにもかかわることなので、物の得喪、変更にかかわるという点で違いはないのではないかと。保存行為については共有者ができるということであれば、代表者が行うことも可能だと考えられる。地方公共団体は個人情報保護等の問題を抱えているため、より難しいが、相続人は、個人情報保護の制約もなく、相続関係についても、相続をしたときに、把握することができる。そういう意味では、相続関係について、相続人のほうが把握しやすいのではないかと。地方税法の規定については、効率性等の観点から現行のような形をとっているもので、地方税法を少し勉強して調べていただけないかと考えている。

(国土交通省) そこはまた勉強させていただく。現在、地方公共団体には、手間暇をかけて、郵便でそれぞれの意向を確認し、最終的には勧告や代執行により危険な建物の除去を粛々と進めてもらっており、相続人がたくさんいるような場合には、大変な業務だと思う。ただ、だからといって、代表人を決めたらその人が全てやらなくてはならないというようなことが決められるのかということについては、少し勉強させていただきたい。

(高橋部会長) おそらく、地方税法ではそういったことを要求していないので、地方税法を調べていただきたい。

(国土交通省) 承知した。

(高橋部会長) 地方公共団体は並大抵ではない努力をしている。相続人の負担の中で、何がしかのことができることをやっていただくことのほうが、よほど社会効率性の観点から、問題解決に資するのではないかと。よく検討いただきたい。

(大橋構成員) 提案団体のボリュームもかなりあり、いろいろなところから出てきているので、実務を頑張っているという上で、非常に大きい要請として受け止めているので、その点を踏まえて、よろしくお願

する。

(勢一構成員) 提案団体がこれだけ支障に感じているということは、対応できるツールを何らかの形で工夫する必要があるのではないかと思う。私有財産にかかわることは、権利保護にかかわることだが、この空家問題が出てきた経緯は、適切な財産管理がなされていないというところに、スタート地点があるので、この法律ができた経緯、意義も踏まえて、適切な対応がとれるような制度を検討いただきたい。

<通番 26：駅前広場等における立体道路制度の道路の適用要件の緩和（国土交通省）>

(高橋部会長) まず支障事例について、地区計画は詳細な地域の実情に応じた形で制度設計できる制度と考えるが、それだけ厳格な調整が必要で、本事例の場合、地区計画における建築物の高さの上限を超過するため、地区計画制度の枠内で対応するのは困難であると聞いている。

2つ目の特例について、これは都市再生基本方針の中で都市再生特別措置法の特例ができる地域の指定要件がガイドラインとして示されており、早期に実施されることが見込まれる都市再開発事業の区域に加えて、その周辺の土地所有者の意向や、地方公共団体の定めた計画等に基づいて、都市開発事業の気運が存在すると認められる地域や、都市全体への波及効果を有することにより、都市再生基本方針第1及び第2の内容に即した都市再生の拠点となる的確な土地利用の転換が将来見込める地域という条件があり、提案団体の計画はこれに適合しないという支障があると聞いている。

したがって、特例があってもそれぞれに要件があるため、それ以外にも活用できる方法がないのかということを検討いただきたい。

(国土交通省) 地区計画制度については、立体道路制度の適用道路が自動車専用道路、特定高架道路に限られており、いわゆる一般道路について地区計画では立体道路として適用できないというところがネックになっていると思われる。地区計画は使いようによっては容積率の割増しも可能であり、それがネックになっていることはあまり考えられない。

都市再生緊急整備地域については、都市再生緊急整備地域が都市の再生の拠点として高度利用の要請が非常に多い地域であり、かつその中でも都市再生特別地区は適正かつ合理的な土地利用を促進するというものであり、特に都会の中でも高度利用を果たすべきところであるため、本来開放空間として扱っているはずの道路の空間を一部制限し、この機能が一定程度阻害されたとしても、その高度利用の要請が強いということで立体道路制度を認めている。仮に都市再生緊急整備地域に指定できないということであれば、それと同等の高度利用が要請されているという考え方を示していただく必要があると考える。

立体道路は、道路が果たしている機能に、上から蓋をかけ、一定程度阻害することになる。それとの比較考量の問題として、都市再生緊急整備地域内では、それを多少阻害したとしても超えるだけの公益性、必要性が認められるということで立体道路を認めている。仮にこれに指定できないエリアであれば、その要件としてどのようなものが必要なのか検討する必要がある。我々としては立体道路制度の拡充を検討しないと言っているわけではなく、そのような事例を収集し、全国的にどのようなところにニーズがあるのかということをよく検証しないと、1つの事例だけでは議論が進まないと言っている。

(大橋構成員) 提案団体としては、都市再生緊急整備地域における特例を活用できないかということを考えてきたが、都市再生基本方針の指定要件「この区域に加え、その周辺で」というところで、かなり広域的なまとまりがないとこの要件に適合しないのではないかと、また「機運の醸成」という主観的な文言記載のところで適合するのかどうか、という疑義がある。今の説明では、特に高度利用の説明責任を果たすことができれば、指定要件の文言はこう書いてあっても、特例の適用もあり得るということだと思うが、ここの広域性について、どれぐらいの重要性を持つのか、提案団体は確信が持てないようである。

国土交通省からの説明では、東京23区等では都市再生緊急整備地域に指定され得るのではないかと、いうことを主張されているものの、特別区長会から本提案が出てきているということは、やはり駅前開発で立体道路を活用したいという現場の思いがあり、特例の要件との間で、どこまでであれば高度利用の要請という観点で議論できるかを模索しているような提案と考える。特例の要件の関係と提案団体の要望について事務局を通じて聴取し、それが都市再生特別措置法の特例の適用ができるものなのか、要件に満たないのであれば何が足りないのか、という議論を2次ヒアリングまでに行っていただくと、この案件の解決

にも有用である。また、立体道路制度を活用しないとなかなかまちづくりは進まないということは共通の認識であると思うため、譲れるところ、譲れないところなど、意見交換する場としては非常に有用かと考えられるため検討いただきたい。

(国土交通省) 提案団体と直接詳しく話をすることが許容されるのであれば、事務局を通して話を聞くことはやぶさかではない。具体的にどのような必要性があり、その道路が果たしている今の機能をどのように担保していくのかということも含めて伺いたい。

(高橋部会長) 事務局はいかがか。

(五嶋参事官) 提案団体とも検討させていただきたい。

(高橋部会長) 前向きに検討いただきたい。

地区計画制度による立体道路の特例、都市再生特別措置法による立体道路の特例いずれも、国土交通省としてもなかなか難しい制約があるということは認識されていると考えるがいかがか。

(国土交通省) 特に地方都市において、どのようなニーズがあるのか勉強しているところだが、コンパクトシティを進める上で拠点となるべきところで高度利用が特に必要ということとして、どのような条件設定をすればよいのかという議論は進めている。

(高橋部会長) その場合、12月の閣議決定に向けて本提案を受けた何らかの方向性を一緒に出していくことが求められていると思うが、検討のスケジュールはいかがか。

(国土交通省) 政省令、運用通達の範囲を超えているため法律改正が必要になる。できるだけ早期の国会ということを目指して今、議論しているところ。

(高橋部会長) 来年の通常国会に向けて、法改正ができるかどうかを検討中ということか。

(国土交通省) 完全に出口まで見えているわけではないため、その点は理解をいただきたい。道路には様々な機能があり、建築基準法では一般の建築物を建築しようとする場合には、建物は必ず一般道路に一定以上接していなければいけないが、立体道路となるとその接道要件の道路対象から外れてしまう。

したがって、現に一般の道路になっているところに立体道路制度を適用すると、個々の地権者に与える影響が大きく、現場でどのようなことを考えているのかということが大事なポイントになる。

(高橋部会長) 本検討は何か審議会にかけると必要はあるのか。

(国土交通省) 審議会は実施する場合もあればしない場合もある。まずはよく話を伺うところからスピーディに検討していきたい。

(高橋部会長) では、2次ヒアリングに向けて少し生産的な方向が出るように御協力させていただきたい。

<通番 25：道路占用許可に係る基準の弾力化（国土交通省）>

(大橋構成員) 広島市は、都市再生整備計画の策定にあたり、基幹事業などコアになるものがなくオープンカフェ等の占用事業のみの記載でよいのか、具体的に記載する必要があるのか、詳細に記載したものを後から変更等した場合どうするか、などの懸念を元に提案を行っており、複数の地方自治体から共同提案が出ている状況であるが、今の説明にあったとおり、弾力的に運用している趣旨が、まだ十分地方自治体に伝わっていないと思われる。

改めて弾力的に運用が可能であることを通知し、基幹事業がない場合でもこのように計画策定が可能であり、道路管理者、警察及び公安委員会の三者で合意が確認できれば、それを支援するような仕組みがあると示すことで、本事案の解決だけではなく、さらにオープンスペースを共用して使用していくという施策が前進するのではないか。

(国土交通省) エリアマネージメントや地域活動を振興していきたいという思いでこの仕組みを設けてきたため、十分なわかりやすい説明が実際の地域に行き届いていないとすれば、それは我々としてもさらに努力していかなければいけないことであると思うので、誤解なく活用できるよう周知することを考えていきたい。

(高橋部会長) そこは、よろしく願います。

(伊藤構成員) 都市再生特別措置法ではなく、道路法を弾力的に運用できるものとして平成28年に事務連絡が発出されているが、実際にこの事務連絡の趣旨に基づいて道路占用が認められた例があるのか。また、

今回の広島市の提案は、この事務連絡を活用しても実現可能なのか。

(国土交通省) 本事例の適用についてどう解釈するかは広島市の判断によるところであるが、国土交通省としては適用が可能ではないかと思料する。

(高橋部会長) 恒久的なオープンカフェの設置も可能ということか。

(国土交通省) 1年間、四季を通じて事業を実施するという意味では恒久的な実施は可能。

(国土交通省) 事務連絡の趣旨に基づいて道路占用が認められた件数は詳細には把握していないが、かなり柔軟に現地で判断できるような形で対応していると考えている。

(伊藤構成員) 事務連絡の解釈による弾力的な運用の要件はかなり抽象的であるため、地方公共団体側でも適用の判断に困っており、活用できるかどうか確証が得られていない可能性があることから、この規定の趣旨をもう少し明確にすることは考えられないか。

(国土交通省) 弾力的な運用を図るために適用できる場合を規定するなど、むしろあまり縛らない方が、より現地に即した運用が可能になると考えられる。広島市がどのような点をネックと考えて困っているのか、我々は直接聴取できていないため、教示いただけるのであれば対応は検討していきたい。

(国土交通省) 補足すると、この通知の趣旨としては、「道路空間を活用した路上イベントの実施やオープンカフェの設置等は地域の活性化や都市におけるにぎわいの創出等に寄与し、民間のビジネスチャンスにもつながるもの」であり、「道路管理者としても支援していくべきもの」ということが通知の前書きに記載しているため、さらに詳細にということであれば適宜相談という形もあるが、大きな考え方は伝えているつもり。

(大橋構成員) 道路法の弾力的な運用解釈の事務連絡は平成28年3月に発出されており、実績もかなり出てきているのであれば、事例集の作成はしていないのか。

都市再生整備計画によるものと事務連絡によるものの二通りの弾力的な運用方法があり、その関係はどのようなものかと考える部分もあり、政策を進めるための情報提供の意味でも事例集を示すことはよいことと思う。

(国土交通省) 優良事例は現時点ではお示しできないが、御指摘を踏まえて対応を検討したい。

(国土交通省) 平成28年3月発出で、1年3カ月程度しか経過していないが、事例をもう一回集めてみて、よい事例があれば紹介するようにしたい。

(高橋部会長) その2つの方向でよろしくをお願いしたい。

(小早川構成員) 一般論であるが、この無余地性の基準の運用はもともと裁量の幅が広く、これについて余地がないかというのは、ごく一面についての記述であり、使い方の公益性等、そのような話の方が今日の議論の主題だったと思う。

そのため、行政手続法的に言えば審査基準の具体化、明確化ということにさらに工夫をしていただけないかと思う。無余地性だけでなく、用途の公益性等について。

(国土交通省) どのようなものを設置、占用できるかということは詳細に条文化されているため、今回の論点はその余地がないことの解釈についてと承知している。

(小早川構成員) オープンカフェそのものは対象に入っているということか。

(国土交通省) 然り。

(小早川構成員) だが、そのオープンカフェがどうしてその地域に本当に必要なのかということではないか。

(国土交通省) それは、市町村がその地域で必要と考えれば、それで結構。

(小早川構成員) だが、それを無余地性の基準により切っているのではないか。無余地性を広げることで市町村の判断も生かせるようになるということか。

(国土交通省) 今の御議論は、都市再生整備計画の議論か。それとも、弾力的な運用の議論か。

(小早川構成員) 弾力的な運用の議論。

(国土交通省) 無余地性はあくまでも、道路というのは公共の場であるため、道路の敷地にもし余地があればその敷地を活用すべきであるという原則である。公共性に関しては、占用については無余地性以外の基準もあり、今回の広島市の提案は無余地性に関するものであったため、それに絞って議論をさせていただいた。それ以外の部分についても当然見るところは見ると、無余地性はあくまでも道路管理上の根本原則

であるため、その部分についてどうするかということ。

(高橋部会長) 小早川構成員の問題意識を私なりに敷衍すると、余地がないというのは一つの考慮要素で、許可に当たっての要件ではないのではないのか。余地がないためにやむを得ずということだが、より積極的な理由があれば、余地があっても占用できると解釈されている。

現行法では、もはや一つの考慮要素に過ぎないと思われるため、既に通知でそれに近い解釈をされているのであれば、将来的に法文を変える際にはこの辺も少し書き直していただくと、地方公共団体にはわかりやすいと思う。

(小早川構成員) そのような面があると思う。この議論は、広島市が無余地性を広げてほしいと主張しているものの、結局その問題ではない。道路管理者としては、ある大きさのオープンカフェが欲しいというときに、本当に必要で、その大きさの敷地が道路近くでは確保できないということであれば、無余地性の基準はクリアできている。問題は本当にその占用物件が必要かという議論のはずであるが、議論がなぜこのようになったのか、基準の示し方にも少し工夫があってもいいのではないか、あるいはそこに個別の協議、相談というプロセスを入れることが必要だということであれば、そのようなことも含めて審査基準の中でユーザーにわかりやすいような基準が書けないのかと思ったところ。

(国土交通省) それについては、私どもはそのような認識とは異なり、オープンカフェが必要かどうかということについて、それ自体が問題という要素はないと考えている。要するに、できないという要素はなく、どこという意味において無余地性の議論が出てきていると考える。

(高橋部会長) 積極的な方向でぜひ御対応いただきたい。

<通番 46：新技術等を活用した橋梁点検を可能とするための点検手法等の見直し（国土交通省）>

(高橋部会長) 客観的に、国交省としては、平成26年に制度改正を行った後、平成30年度までに5年に1回の点検が一巡するように、点検しなければならぬ橋梁の量、箇所と比べ、現状のマンパワーで全橋梁の点検を完了できるか懸念されるが、如何か。

(国土交通省) 豊田市の提案にマンパワーが足りないという主張があったと思うが、市役所の職員自身が点検作業を行うのではなく、専門の民間事業者に委託して点検することを想定している。当然、管理監督が必要であるが、必要な費用も国費の補助・交付金で支出しているため、なるべく民間事業者を活用し実施できるものだと思う。

(高橋部会長) これは、交付税が100%交付されるのか。それとも、交付金か。

(国土交通省) 交付金で約5割、それから地方財政措置がその裏負担についている。

(高橋部会長) 基本的に100%か。

(国土交通省) 100%ではない。交付金の交付率は都道府県の財政状況によって上下するが、55%以上、68.75%であり7割弱である。それ以外のものがいわゆる地方の裏負担分であり、これについて90%起債措置ができる。この起債措置についての2割強が交付税措置されるため、都道府県によって異なるが、6割～8割程度が国からの交付税、交付金も含めて補助になっているという現状。

(高橋部会長) 地方公共団体に多少の財政負担がまだあるということか。

これに加え、地域で委託しようとしても、委託業者の確保も難しいということもあると聞いているが如何。

(国土交通省) 現行の点検サイクルは平成26年度から行っており、今は3カ年実施している。国直轄のインフラ点検については平成16年頃から継続して実施しているが、その間ずっと民間の地場のコンサルタントにも点検を委託しており、講習会等々を開催し点検員の資格等も調整している。現状認識として、都道府県から正式に業者不足であるという意見は、いまだ本省としては聞いていないところ。具体的に業者不足が課題の地域があれば、本省としても調査したい。

(高橋部会長) 点検の対象には市町村管理の橋梁も含まれるか。

(国土交通省) 市町村管理の橋梁が概ねを占めている。

(高橋部会長) 都道府県から意見が出ていないことが、困っていないということの証明にはならないのではないか。

(国土交通省) 交付金の要望を受け付ける際には、必ず都道府県経由で市町村の意見をとりまとめている。

加えて、現在、都道府県単位で、市町村も含めたインフラの担当者が定期的に会合を開いている。その場で、様々な問題点の共有を図っているが、その中で特定の市町村等々でコンサルタントが不足して点検ができないという話は聞いていない。

(高橋部会長) 豊田市の提案でも30団体、32事例、徳島提案でも22団体、23事例の追加共同提案及び追加支障事例が出てきており、現行の点検サイクルで実施するにはマンパワーが不足しているという提案が出ていると思われるが、如何か。業者不足の話が出ていないことはないと考えられるが。

(国土交通省) 当然ながら、大都市部にコンサルタントが偏在している地域もあるため、地方部の人口が少ない地域で業者が不足しているという可能性は考えられるが、都道府県で設置しているインフラ担当の定期会合で、例えば、都道府県のエリアを一括して点検する取り組みなど、発注の仕方や発注の支援の方法についての事例を紹介するなど対応していきたい。

(高橋部会長) 事務局、この支障をもう少し詳しく調査できないか。

(五嶋参事官) 提案団体等から支障についてさらに聴取していきたいと思うが、人口減少等もあっていろいろな分野で人手不足が叫ばれており、職員が自ら点検を実施しなくてよいといっても、職員も一つ一つの橋の点検計画を立てたり、周辺住民に周知して通行止めにしたりと、いろいろ手間暇がかかっている。

そのような事務をかなり少人数でやらなければならないことが多く、負担であるということは少なくとも聞いている。

(高橋部会長) つまり、職員がかなり削減されているところで、現場作業に加えて、付近住民との調整や全体的な計画を立てたりするといったところで非常に負担になっているという声があり、特に人手が少なくなっている市町村において、現行のサイクルで点検が完了できるのかという点が、地方としては不安だろうと思う、その点は如何。

(国土交通省) これはもともと笹子トンネルの事故に端を発して、インフラの老朽化対策として閣議決定を行い、法改正した制度である。すなわち、直ぐか否かは別として、トンネルと橋梁は人工構造物であるため、点検等を怠っていると命に直結する危険をはらんだものである。

一方で、市町村の職員が不足し大変であることは認識しており、本省としてはこのバランスをぎりぎりのところでとった制度設計をし、現在施行している。

この5年間、大体半分強を経過したため、ここで平成30年度までに技術的な知見や地方の声など様々なことを含め一度総括させていただきたい。

(高橋部会長) 一度というのは、いつの段階のことか。

(国土交通省) 平成30年度までの一巡目の期間が終了した時点。

(高橋部会長) 終了時か。

(国土交通省) 然り。終了時でないとは検討の材料がない。

(高橋部会長) 特に御提案に賛同されている団体というのは、平成30年までに点検が完了しないかもしれないとして非常に困っているのではないか。

(国土交通省) 本省は財政的な支援も可能であり、もし業者不足であれば、より効果的な発注の仕方やより発注者の負担が少ない方法など様々な知見があるため、少しでも軽い負担で実施できるよう相談に応じていきたい。

(高橋部会長) 平成30年までに確かに点検を完了しなければならないというのは理解している。しかし、自治体の置かれた状態は極めて異なり、5年で一巡という壮大な目標を立てて実施してきている。そのなかで、完了することが困難、大変であると言っている自治体が出てきているため、一律の財政援助ではなく、そこに国からの重点的な支援措置などの仕組みがないと、点検は完了できないのではないか。

要するに、目視の代替技術が現れていないという状態であるとする、点検が完了できなかったときに、自治体の責任とされても自治体としては困るため、何か積極的な措置が現段階であり得ないのか。

(国土交通省) 平成30年度であるため、あと1年半の中でどうかということか。

(国土交通省) 点検の財政的な支援については、道路整備の要請等々いろいろな補助金の要望が地方自治体からあるが、通常は大体要望の半分以下の補助金、交付金しか措置されない中で、点検については100%措置する。点検計画を立てて必要額を示し、交付申請をしてそれを交付決定する手続はあるが、その段階で

当初から重点化することを周知し、とにかく点検を実施するよう言っているため、道路関係の予算の状況、道路担当部局のコンセンサスとしては、特別重点事項として実施しており、都道府県にもそのように受け止められていると認識している。

実際に点検を実施できていない団体も出てきているが、そこについては本省も数を把握しており、そのような団体が5年後にまるで点検が進んでいないとなれば、政府全体として決定した計画であるため、何をしてきたのかという話になりかねないという認識もある。豊田市などは計画的に実施していると思うが、実際進んでいない団体も散見される。本省としてもそのような団体に直接伺い、職員が不足しているなど個別に事情は異なるかと思うが、県や国から技術的な相談や発注の支援をするなどして点検に着手していただくよう取り組んでいく所存である。いわゆる5年の当初の計画で、今、目標を掲げており、その目標に向けて実施できるよう、いろいろな方々に機会を捉えてお願いをするということに尽きると思っている。(高橋部会長) 全橋梁の点検を一巡せよということを実際に完了するには多分、職員の人件費を措置する、職員を派遣するなど、きめ細やかなことを行わないと難しいのではないかと思う。そのような支援措置をなくして点検を完了しろと言われても自治体としても非常に不安であり、落橋したときに自治体の責任だと言われかねないので、一番不安を抱えているのは地元が一番近い自治体だと認識している。

現時点で全橋梁の点検を一巡せよと言うのであれば、国が明確に支援措置を打ち出さないと、このような提案に対する不安は解消されないと考える。

(大橋構成員) 国で財政的な支援を手厚くし、発注方法等も工夫するなどの努力の上で、今回この提案が出てきているため、この問題は非常に重要と認識している。しかし、地方で人手不足が生じているという問題は非常に深刻であると痛感した。このような状況で実施していくとしたときに、5年に1回の頻度で点検しなければならないという原則を崩さないとしても、弾力的に取り扱うよう検討することが必要になるのかもしれないと思う。

例えば橋梁の健全度でいうと、健全度が低いところは頻繁に点検する必要があると思われるが、健全度が高い橋梁であれば、5年に1回の頻度を多少緩和して、全体として自治体が点検作業のマネジメントができるようにすることを検討しておかなければ、自治体が点検の総量をこなせないような状況が発生してしまう懸念が感じられるが如何か。

(国土交通省) 健全度Ⅰのものは健全だからⅠという診断ではあるが、平成16年頃から本省が直轄で点検している橋梁に限定して言うと、1巡目に健全性Ⅲ以上と診断され一旦補修工事を行った橋梁があるが、工事直後は当然健全度Ⅰに戻ったが、次の点検時には健全度Ⅲになった事例がある。もともと50歳以上の橋は、一回補修しても補修箇所と別の箇所が損傷する橋梁も1割以上発生してきており、何が5年後に健全度Ⅰのものが不健全として診断されるのか、技術的な情報を蓄積した上で、例えばこのようなタイプの橋梁については健全度Ⅰであっても次の5年で健全度Ⅲになる確率が極めて低い、というような分類ができるのであれば、点検を省略する等の余地はあろうかと思う。

現在、橋梁の専門家等も含めて委員会が立ち上がっているのだから、そのような意見があることを委員会の構成員にも諮り、確率論的なことを含め議論していただきたいと考えている。

(高橋部会長) その点について、閣議決定に向けてどのように記載できるか、引き続き2次ヒアリングに向けて事務局とよく調整していただきたい。

<通番44：地方公共団体が実施する災害ボランティアツアーに係る旅行業法の適用除外（国土交通省）>

(高橋部会長) 通知で参加者名簿を地方公共団体や社会福祉協議会等に提出することになっているが、地方側とはこの辺を十分相談した上でこのような通知内容になったのか。

(国土交通省) 旅行業担当課へ通知する内容を事前に一度送付したが、それが十分だったかどうかという受けとめについては、当方としては調整したつもり。ただ、社会福祉協議会、NPO団体からは、事業実施主体として、事業継続についての要望が非常に強かったため、時間の9割9分はそちらの調整と理解いただきたい。

(高橋部会長) 名簿を提出された地方公共団体としては、どのようなことをすると想定しているか。

(国土交通省) 今回、ボランティアツアーを主催するNPO法人等から、地方公共団体や受入れの側の社会

福祉協議会等に対して、名簿を提出してもらうこととした。地方公共団体だけでなく、受入れ側の社会福祉協議会も含めて、この取扱いにより、受け取った名簿を更に観光庁に提出してもらうことを考えているわけではない。

なぜかという、旅行業法上、これは従来からの運用であるが、顔見知りの団体、例えば会社や町内会など、普段からお付き合いのある方々の中で幹事を決めてツアーに行ったり、町内会の会長が幹事になって貸切バスや宿泊施設を手配したりするような、普通であれば旅行者が行うようなことを、仮に顔見知りの方の中の幹事が手配することは旅行業法に違反しない、となっている。

ボランティアツアーに関しても、この解釈を援用することにした。よって、この通知にあるとおり、つながりが強固なNPO団体や、もともとメンバーシップのある団体であればこの運用をそのまま適用すればよいが、恐らくボランティアツアーの催行に当たっては、NPOや社会福祉協議会、地方公共団体が参加者を募集することが多いため、もともとメンバーシップではない方が参加される可能性がある。

このような方が入ってきたからという理由だけで、一から旅行業の登録をするような形は非常によろしくない。それでは円滑なボランティアツアーの開催につながらないため、メンバーシップであるとみなすために、今回名簿を作ってもらうこととした。

したがって、この名簿は、自治体に対する行政法学上の届出等には当たらないと考えている。あくまでも、その募集をかけた団体がきちんと人員把握をしていることの証左として作っていただくものと考えている。

しかし、作って手元にあるというのでは余りにも確実性が担保できないため、そのような意味で提出をお願いした。提出を受けた地方公共団体、あるいは社会福祉協議会等に、旅行業法上の義務が生じないという構成にして今般の通知としたところ。

(高橋部会長) 名簿は作ってどこかに出せばよいという話か。

(国土交通省) ざっくりばらんな言葉を使えば、そのとおり。

(高橋部会長) もしボランティアツアーを地方公共団体等が主催したいのであれば、名簿をきちんと持っていないと、このような話か。

(国土交通省) そのように考えている。

(大橋構成員) この災害には、震度幾つ以上とか、具体的に何か指針があるのか。東日本大震災はおおよそ議論の余地がないと思うが、地方公共団体が手を挙げたら、それはもう適用になるということでのよいのか。

2点目は、今回は通達で出されているが、このような話はこれだけ災害が多い国で、しかもボランティアに参加される方が増加してきているということになると、一過性ではなく恒常的な話なので、これは通達のままということなのか、それとも制度的にもう一段上げるとか、詳細化とかということをお考えになっているのか。

それから、適用の終期とか、何か期限つきのようなイメージを受けるが、期間限定のような考えになっているのか。

(国土交通省) まず1点目だが、客観的基準は設けていない。ただ、それでは制度上あまりよくないので、適用する災害を観光庁のホームページ等で周知しようと考えている。その際の判断基準は、例えば国土交通省に九州北部豪雨災害対策本部のような災害対策本部が立つこと。それだけを基準としているわけではないが、災害対策本部が立つような大きな災害である。この前の九州北部の場合は、九州北部の災害対策本部を立てた後に、すぐに秋田で豪雨があり、これは同じ災害対策本部の中で扱うということになったので、秋田の方も対象になると申し上げたが、そのような大きな災害であること。

それから、現地での受入れ体制がきちんとできていること。1つのメルクマールとしては、現地に行ってから、「この地区に行ってください」というような指示が行われる、ボランティアセンターのようなものが設置されていること。このようなことを総合的に判断して我々の方で示したいと考えている。

3点目について先に答えると、終期を示すというのは、先ほど申し上げたようにもともとメンバーシップのある団体とみなすということなので、復旧・復興と称して、被災地の温泉にだけ行って、何らボランティア活動はせず、ただ宿に泊まることによってお金を落とすことを復旧・復興と言われても、それは旅行者がやるべき仕事。例えば、土砂や流木を取り除く等、公益性の高さという意味での終期、つまり復

旧がメインになってくるかと思うが、ボランティアを必要とする期間というものを示したいと考えている。

なぜ終期と申し上げているかという、発災直後はなかなかボランティアが必要な期間というのは見えてこないということがあるかと思う。例えば、鳥取地震というのは非常に震度も大きく強い地震だったが、被害の状況からすると、ボランティアを長期的にやらなければならないような状況ではなかった。一方で、今回の九州北部豪雨の場合はまだ少し先が見えない部分もある。こういったものはボランティアを必要とする期間が長いだろうと想定されることから、終期を示すという言い方にしている。恐らく、3カ月、6カ月というのを念頭に置きながら、終期となる期間の1カ月位前に、例えば「来月末をもって終わりですよ」といった示し方をしていきたいと考えている。

2点目の質問で、制度化という点だが、これは、昨年の6月以降、検討課題の中で随分と議論をしてきた。結論としては、このような通知で措置したところだが、制度化するときの要件設定の仕方が難しい。どのようなことをメルクマールとするのか。法制度的に旅行業法という法律の中では、個別のツアーのやり方について規定していないため、ボランティアというある意味、旅行の一形態であるものを制度化することは難しい。例えば、現在定められている様々な要件の中で、ボランティアは特殊であると整理することも難しいだろうということで、先の通常国会で旅行業法を改正する過程で随分と議論したが、制度化は見送ったところ。

ただ、今回もこの通知を出すことによって問合せは多数来ている。こういったものに対するQ&Aをまず第1弾として早々にも示したいと考えており、内部で調整しているところ。こうしたものを年次更新で充実させていくことによって、その中で知見が貯まって、制度的な建て付けも得られるのではないかという話が出てくれば、制度化についても検討していきたい。1年間検討して通知を出したことには、そのような背景があると理解いただければ幸い。

(高橋部会長) 先ほどの災害の基準、考え方等は、どこかで周知することが必要だと思うが、関係団体に対し何か説明会のようなものを開催する予定はあるのか。

(国土交通省) まず、先ほど申し上げたQ&Aをお送りし、個別の問合せには観光庁の方で丁寧に対応する。あとは、先の通常国会で改正した旅行業法の説明会を開いており、全国行脚中だが、タイミングが偶然に合ったため、その中でもこのボランティアツアーに関する問合せを受け付けている。非常に多くの問い合わせをいただいているので、説明会の場等でも丁寧に答えるように努めているところ。

(大橋構成員) この通達を見て、先ほど聞いたような点の疑問が湧いてくる。名簿の件でも、ボランティアの終期の件でも、気になるころはあるので、そのようなところは拡充していただいて、Q&Aもよいが、通達でとどめるとしても、改定というような形でさらに内容を充実して見える形、これが準則としてきちんと成り立つような形で充実させていただきたい。

(国土交通省) 先の通常国会で改正した法律に基づいて、旅行業法上の様々な取扱いが変わるので、それを我々は旅行業六法という形で示している。この中に施行要領という、運用基準のようなものを定めた、もっと広い旅行業法全体にかかる運用通達があるので、その中に入れ込んでいくことは、これから検討していきたいと考えている。

(小早川構成員) 今回の提案に対する対応の話とは別に、今後の話としては、やはり法形式的にこれで成り立つかという気が少しした。顔見知りの、みなし顔見知りみたいな話だとすると、これは災害以外でも、今後このようなニーズが地方公共団体や各種公益団体から出てきた際に、その公益性は災害に限らないと思う。このような公益的なものだから顔見知りと認定してくださいというのでは、やはり現行法の解釈として限界があるのではないか。形の上では、できれば旅行業法にきちんと位置づけるような方向がいずれ必要なのではないかという感じがする

(国土交通省) 今回の提案とは少し別だが、新聞等、報道等であるように地方公共団体が行っている子ども達のサマーキャンプ等が中止されている。それに関しては、我々は何も通達等を出していない。公益性をどう考えるかということで、事業性や営利性ということも含めて、我々は、それは旅行業法上問題ないという言い方をしている。地方公共団体を実施するので反復継続はしないし、いわゆる事業性がないものであるからそもそも旅行業法に適用がないということ。

そのような点も含めて、様々な旅行形態があるので、今後、いただいた指摘も踏まえてどのようなこと

が法律の中で手当できるのか、制度的に建て付けできるのかということをきちんと検討していきたいと考えている。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)